じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社

第十五条の二第三号	都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
［略］	［略］	［略］
第十八条	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

第六条　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	第十四条	又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）以外の法人及び私人を含む。）	、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置非営利法人
［略］	第十五条の二第三号	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）
［略］	第十八条	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置会社

［同上］	［同上］	［同上］
第十八条	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

第六条　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	第十四条	又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第十八条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）	、学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。本条及び第十八条において同じ。）以外の法人及び私人を含む。）又は学校設置非営利法人
［同上］	第十八条	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］